

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則
- ◇告 示 土地改良区の解散(二件)

規 則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則をここに公布する。

昭和五十一年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十九号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則

(目的)

第一条 この規則は、漁業経営維持安定資金の融通の円滑化及び中小漁業者の金利負担の軽減を図るため県が行う漁業経営維持安定資金に係る利

子補給に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(定義)

第二条 この規則において「漁業経営維持安定資金」とは、漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第八条第一項に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)が、同法第三条第一項の規定により漁業経営再建計画につき知事の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る漁業経営再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、次に掲げる条件で貸し付ける資金をいう。

一 利率が年五パーセントであること。

二 償還期限が七年以内であること。

三 据置期間が二年以内であること。

(利子補給)

第三条 県は、漁業経営維持安定資金を貸し付ける融資機関に対し、当該漁業経営維持安定資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給率)

第四条 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率は、年四・五パーセントとする。

(利子補給契約)

第五条 第三条の規定による利子補給については、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約によつて行うものとする。

(利子補給金の額)

第六条 第三条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの各期間におけ

る漁業経営維持安定資金についての融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除じて得た金額とする。)に第四条に規定する利子補給率を乗じて得た金額の合計額とする。

(利子補給金の支払)

第七条 知事は、第五条の規定による利子補給契約に基づき融資機関から利子補給の請求があつた場合において、適当であると認めたとときは、当該請求があつた日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第八条 知事は、次に掲げる事項に該当すると認めたとときは、融資機関に對する当該該当する者に係る利子補給の全部又は一部を打ち切ることができる。

一 漁業再整備特別措置法施行令(昭和五十一年政令第三百三十二号)

第三条第三項の規定に基づき、知事が当該利子補給に係る漁業経営再建計画の認定の取消しを行ったとき。

二 利子補給に係る漁業経営維持安定資金を借り受けた者がその借入金をその目的以外の目的に使用したとき。

2 知事は、融資機関がこの規則又は第五条の規定による利子補給契約の条項に違反したときは、当該融資機関に對する利子補給の全部若しくは一部を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百十三号

立岩土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、次の土地改良区が解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 土地改良区の名称
- 宝木村水尻土地改良区
- 穴鴨土地改良区
- 丸山土地改良区
- 上細見土地改良区
- 御机土地改良区
- 下黒坂土地改良区

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一冊月八百円(送料を含む。】